

離婚届(協議離婚)記入例

- ・届出できる場所…夫婦の本籍地、届出人の所在地
- ・必要なもの…戸籍謄本(本籍地の役所に届出する場合は不要です。)
 - 届書を持参された方の本人確認をしますので、運転免許証、パスポートなどが必要です。
- ・その他……引き続き、離婚前の氏を名乗る場合は、離婚届と同時に又は3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸77条の2項の届)」の提出が必要です。
 - 離婚により戸籍を移した母(または父)の戸籍に子を入籍させるには家庭裁判所の許可を得たうえで母(または父)の氏を称する「入籍届」が必要です。

離婚届

平成 22年 12月 1日届出
神戸市中央区長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

本届書中 字加入 字消除 字訂正	(1) 氏名	夫 甲野 正治	妻 甲野 春子
	生年月日	昭和 38年 5月 4日	昭和 46年 9月 10日
甲野	住所	兵庫県明石市松が丘2丁目 3番地 7号	神戸市垂水区日向1丁目 5番地 1-202号
	世帯主の氏名	甲野 正治	甲野 春子
甲野	本籍	神戸市中央区加納町6丁目 5番地	
	筆頭者の氏名	甲野 正治	
甲野	父母の氏名 父母との続柄	夫の父 神戸 一郎 母 春子	妻の父 乙川 和夫 母 雪子
	続柄	長男	二女
甲野	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
	離婚前の氏に もどる者の本籍	夫は <input type="checkbox"/> は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
甲野	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野 由美	妻が親権を行う子
	同居の期間	平成 元 年 4月 から 平成 22年 11月 まで (同居を始めたとき)	
甲野	別居する前の住所	兵庫県明石市松が丘2丁目 3番地 7号	
	別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の子世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに子が届出をするときだけ書いてください)	
甲野	夫妻の職業	夫の職業 甲野 義雄	妻の職業
	その他	夫の養父 甲野 義雄 養母 冬子	養子
甲野	届出人	夫 甲野 正治	妻 甲野 春子
	署名押印	甲野 正治 (甲野) 印	甲野 春子 (甲野) 印
甲野	事件簿番号	住定年月日	夫 . . . 妻 . . .

転届を出していても、転入届を出していなければ転入前の元の住所を記入してください。

・実父母の氏名を記入してください。
・父母が婚姻中の場合は母の氏は不要です。

養父母がいる場合はその他欄に養父母の名前、続柄を記載してください。

・もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるかを決めます。
・もどる戸籍が除籍になっている場合は、戻れません。
・新戸籍をつくる場合は、現在ある土地の地番又は住居表示の街区番号までです。
・離婚届と同時に戸77条の2の届出をされる場合は記入しないでください。

届出人がそれぞれ自署し、別の印を押印してください。

・外国人の場合は、氏名は本国名(語)、生年月日は西暦、本籍は国名、を記入してください。
・押印の慣習のない国の人は署名のみで結構です。

20歳以上の人にもってください。(20歳未満でも婚姻されている人は成年者となりますので、証人になることができます。)

届出人、証人が同じ氏の場合は、それぞれ別の印で押印してください。

変更後の氏のふりがなを記入してください。

未成年の子がいる時は、夫、妻のいずれかに親権を定め記入してください。親権の訂正は夫と妻両方の訂正印が必要です。

・未記入でも受理はできます。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。
(面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
(養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
未成年の子がいる場合には、父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても、父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

連絡先
電話 (090-1234) 5678
自宅、勤務先(携帯) 呼出 番号

・屋間の連絡先を記入してください。
・携帯番号でも結構です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	山川 太郎 (山川) 印
生年月日	昭和27年 6月 17日
住所	神戸市灘区桜口町 4丁目 2番地 1号
本籍	神戸市須磨区中落合2丁目 2番地

署名押印	山川 千代 (山川) 印
生年月日	昭和34年 11月 22日
住所	左に同じ
本籍	左に同じ